

募集

市民活動を応援します

平成 28 年度 大阪狭山市市民公益活動促進補助金

※平成 28 年度予算成立を前提としています。

大阪狭山市をよりよいまちにするための様々な分野でとりくまれている市民活動に対して、市が資金の援助をしています。

市民公益活動促進補助金は、市民から寄せられた寄附金と市の出資金を積み立てている「大阪狭山市市民公益活動促進基金」を活用するもので、平成 16 年度から実施しています。

この補助金は、分野やテーマを特定せず、多数の利益につながる多様な市民活動を支援するものです。

チャレンジ部門

- ★総事業費が 30 万円未満の事業で、新しい公共サービスの在り方を実践的に提案する事業もしくは過去にこの補助金の交付を受けていない団体が取り組む事業
- ★補助率 3 分の 2
- ★補助金の限度額 10 万円
- ★応募上位 5 事業まで優先採択

対象になる団体とは？

- ★継続して 1 年以上事業に取り組んでいる団体 ※1
- ★3 人以上の役員がいる
- ★大阪狭山市内に事務所がある（一過性の事業を目的とする実行委員会などは対象になりません）

★市民公益活動をめざし、団体の設立をしよとするもの。

- ★補助率 5 分の 4
- ★補助金の限度額 5 万円
- ★応募上位 5 事業まで優先採択
- ★団体の立ち上げに向けた研究、研修費も対象とできます。

自立促進部門

- ★総事業費の上限はありません
- ★補助率 2 分の 1
- ★補助金の限度額 30 万円
（複数年の繰り返し事業はスライド減額あり）
- ★応募は 5 回まで（5 年間）※2

対象になる事業とは？

- ★平成 28 年度中に大阪狭山市で実施する市民公益活動
- ★国、地方公共団体などの補助を受けていない事業
- ★文化会館利用料（施設の利用料、人件費を含む）が、5 万円を超えるものは対象になりません。公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団が実施する、「文化の花咲かそ補助金」を活用してください。

入門部門

平成 27 年度より
新部門がスタート

※1 継続した事業展開が可能な団体と認められれば、必ずしも 1 年以上の活動歴を要しません。

※2 チャレンジ部門と自立促進部門を通算して 5 回を限度とします。

- 応募期間 平成 28 年 1 月 25 日（月）から平成 28 年 3 月 11 日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）
- 応募先 〒589-8501 狭山 1-2384-1 大阪狭山市役所 市民協働・生涯学習推進グループ宛て
- 公開プレゼンテーション 日時：平成 28 年 4 月 17 日（日）午前 9 時～
場所：市民活動支援センター・講堂（市役所南館 2F）
※平成 27 年度の市民公益活動促進事業の実施団体は併せて、事業報告を行います。
- 応募書類 大阪狭山市のホームページから申請書類の手引きをダウンロードできます。

問い合わせ

◎大阪狭山市市民協働・生涯学習推進グループ

TEL: 072-366-0011 メール: shimin-kyodo@city.osaka.osakasayama.osaka.jp

◎大阪狭山市市民活動支援センター

TEL: 072-366-4664 メール: simin025@yacht.ocn.ne.jp

平成 28 年度市民公益活動促進補助金

※平成28年度予算成立を前提としています。

ご応募のための
相談・説明会を開催します
平成 28 年 1 月 24 日 (日)
午前 10:00～11:00
場所: 市役所南館2F講堂

今年の市民公益活動補助金申請期間は
平成28年 1 月 25 日 (月)～3 月 11 日 (金)

申請に対したくさんの疑問がありませんか・・・

例えば

- ★入門部門ってなに？チャレンジ部門ってなに？
- ★団体を立ち上げてからどのくらいの期間が経てば申請資格があるの？
- ★団体を構成する人数は何人あればいいの？
- ★申請にはどんな書類を準備すればいいの？
- ★補助金って、いつ頃支給されるの？
- ★どんな経費が対象になるの？
- ★外部から呼ぶ講師の費用も対象になるの？
- ★団体のメンバーは市外の人が参加してもいいの？ など・・・

平成27年度より市民公益活動団体の設立を支援する入門部門を新設しています。

補助金活用に興味がある団体の皆さん、是非ご参加ください。

主催: 大阪狭山市 政策調整 市民協働・生涯学習推進グループ

問い合わせ: 072-366-0011

shimin-kyodo@city.osaka.oosakasayama.osaka.jp